

## 国際カードのしくみ(2)

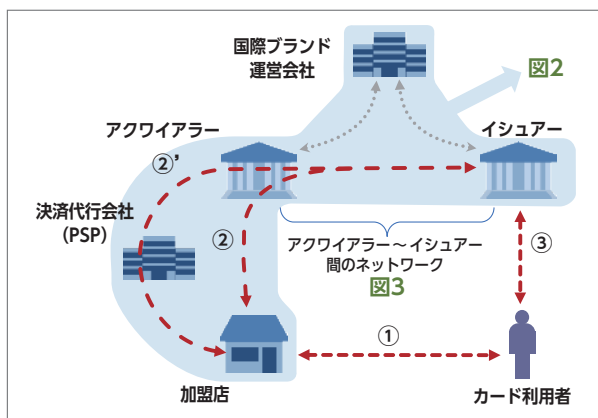
山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表  
 明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

今回は国際カード取引の流れ、チャージバック、クレジットとデビット、プリペイドの処理の違いなどについて解説します\*<sup>1</sup>。

### 国際カードの取引の流れ

国際カードの取引は図1のように、①から③の3つのブロックに分けてとらえるとよいでしょう。この中で①は加盟店固有の売買そのもの、②(②')が国際カードの領域で、オーソリゼーション処理、売上処理、チャージバック\*<sup>2</sup>などの事後処理を含みます(図2)。③はイシューア固有のカード利用者との処理で、イシューアの属性によってクレジット、デビット、プリペイドの3方式に分かれます。クレジット、デビット、プリペイドの処理の違いは、①の加盟店や②(②')の国際ブランドによる処理ではなく、あくまで③のイシューア固有の処理であることもよく理解しておくべきです。

図1 国際カードの取引の流れ(ビザ、マスターカードの場合)



※図はすべて筆者作成

### 加盟店での処理(加盟店～利用者間)

#### (1) 対面販売の流れ

対面販売では利用者は店員の面前でカードを提示するなどして決済端末で処理を行います。その際カード利用者には本人確認が求められ、暗証番号(ICチップ付きカードの場合)またはサインで本人確認を行います。利用者のサインとカード裏面のサインの照合は店員が行うことになっていますが、実態としてほぼ確認されていないという課題もあります。しかし最近のカードは原則としてICチップ付きのため、暗証番号で確実に認証できるようになりました。利用者の本人確認は少額(上限金額は加盟店により異なる。コンビニの多くは1万円まで)に限り例外として行わなくてもよい場合があります。

#### (2) 非対面販売の流れ

インターネット決済を例に説明します。インターネット取引では利用者が入力したカード情報をインターネットショップのチェックアウト機能などが自動処理します。対面販売での暗証番号やサインによる本人確認ができないため、イシューアから見て実際に誰がカードを使っているのかが分からないという課題がありました。しかし最近、カード決済時に自動的にイシューアサイト(イシューアドメイン)に切り替わり、イシューアのウェブサービスのID、パスワードなどで認証する取引が増えています。この認証方式は「本人認証サービス」「3Dセキュア」などと

\*1 本稿では国際ブランドマークのついた「ブランドデビット」「ブランドプリペイド」を便宜上「デビット」「プリペイド」と表記する

\*2 チャージバックはディスピュートとも呼ばれるが、本稿ではチャージバックと記載する

呼ばれ、国際ブランドが導入を推奨しています。

## 国際ブランドによる処理

加盟店～イシューアーの間の取引の流れは国際ブランドの規約に基づいて処理されます。この部分は加盟店～アクワイアラー間、アクワイアラー～イシューアー間に分かれます(図2)。

### (1) 加盟店～アクワイアラー間(a)

加盟店～アクワイアラー間の取引は原則として国際ブランド運営会社の規約に従って扱われます。実際には加盟店～アクワイアラーの間に決済代行会社が介在することも多く、特にインターネット決済では決済代行会社が介在する取引のほうがより一般的になっています。

### (2) アクワイアラー～イシューアー間(b)

アクワイアラー～イシューアー間も国際ブラン

ド運営会社の規約に従って扱われ、国際ブランドネットワーク(世界的な加盟店ネットワーク)を用いるのが原則です。日本国内ではビザの取引はすべて国際ブランドネットワークを利用していますが、JCB、マスターカード(国内取引)などの取引は、国内の独自ネットワーク(国内ネットワーク)が用いられています。

## 加盟店～アクワイアラー～イシューアー間の取引の流れ

加盟店～アクワイアラー～イシューアー間(加盟店とアクワイアラー間に決済代行会社が入る場合も含む)の取引の流れは、図2に示すように①オーソリゼーション処理 ②売上処理 ③事後処理の3つの処理で構成されます。

①**オーソリゼーション処理**は、利用者が国際カードの加盟店で決済する際、利用限度額内であることなどを確認して、イシューアーに承認を得るための処理です。②**売上処理**は、①で承認を得た取引を確定しイシューアーに代金を請求するための処理です。③**事後処理**は売上処理を受けたイシューアーが行うチャージバックなどを指しています。事後処理については、ビザ、マスターカード(越境取引)による国際ブランドネットワークを通じた場合の「ビザ方式」と、JCB、マスターカードなど国内ネットワークを通じた場合の「独自方式」に分かれます(図3)。

図2 加盟店～アクワイアラー～イシューアー間の取引の流れ

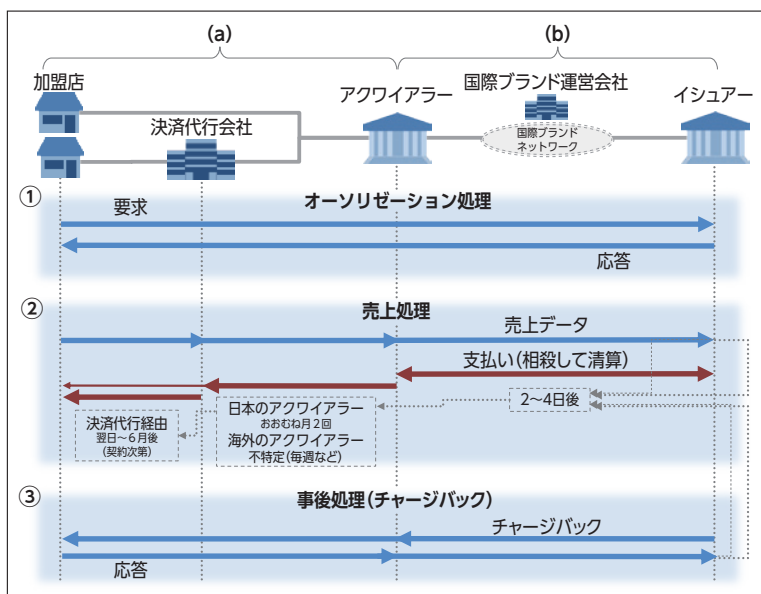
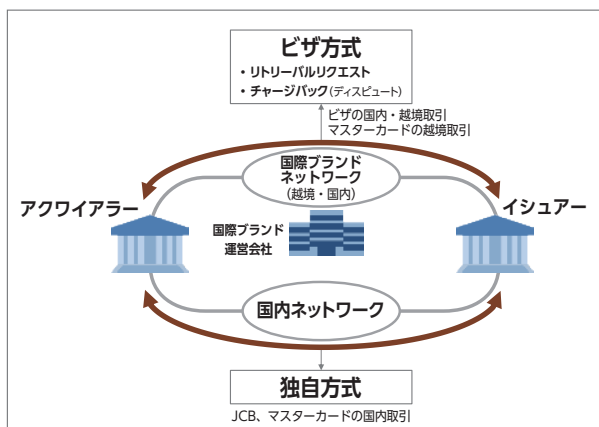


図3 チャージバックの方式(アクワイアラー～イシューアー間)



### (1) ビザ方式のチャージバック処理

ビザ、マスターカード(越境取引)の場合で、リトリーバルリクエストとチャージバックなどがあります。

#### ●リトリーバルリクエスト

売上処理がなされた取引について、イシューアーがアクワイアラーに対し、追加情報の開示を求める処理です。対面取引ではレシートなどが開示されることから「伝票請求」とも呼ばれます。イシューアーが「調査をする」という場合に、ここ

でいうリトリバルリクエストを行うことがあります。なお、リトリバルリクエストでは、アクワイアラーが持つ情報の範囲で一定の内容に限られます。

### ●チャージバック

売上処理がなされた取引について、イシューアラーが、アクワイアラーに対し、売り上げの取り消しを求める処理です。チャージバックを受けたアクワイアラーは、その内容を加盟店(決済代行会社)に伝え、チャージバックを受け入れるか、拒否するかの判断を求め、アクワイアラーは加盟店(決済代行会社)の判断をイシューアラーに回答します。決済代行会社が仲介する取引の場合には、受け入れるかどうかの判断を加盟店ではなく決済代行会社が行う場合もあります。チャージバックが受け入れられた場合、おおむね2営業日後にアクワイアラー～イシューアラー間で代金が精算(相殺)されます。拒否された場合はそれで処理が終了し、イシューアラーに代金は戻りません。なお、チャージバックによって代金が返金されても、加盟店とカード利用者との売買契約が解消するわけではありません。

## (2) 独自方式のチャージバック処理

国内のJCB、マスターカードの取引では、ビザ方式のチャージバック処理は行わず、それに準じた独自方式の処理をしています。例えば、イシューアラーが個別にアクワイアラーに連絡して交渉することもあります。イシューアラーによってはこのような個別交渉を「チャージバック」という場合があります。

## イシューアラーの処理

(イシューアラー～利用者間)

イシューアラーの種別によって異なるオーソリゼーションの処理には、不正検知や利用承認などがあります。

### ●不正検知

クレジット等の方式を問わず、オーソリゼーションの際にイシューアラーによる不正検知が行われます。不正検知は、取引をリスクに応じてス

コアリングする方法、直前までの取引との兼ね合いなどをみて判断する方法など、手法がいくつかあります。さらに、紛失カードが使われた場合などは不正取引として検知します。不正が検知された取引はイシューアラーが拒否の応答をします。

### ●利用承認

クレジットの場合、与信枠から前月分の未払代金と当月分利用額を差し引いた利用可能額を超えていないかをチェックし、承認または拒否の応答を返します。与信枠は一括払い、分割払いなど個別に設定されるのが一般的です。

デビットの場合は利用額が預貯金残高を超えていないか、プリペイドは利用額が事前にチャージしてある残高を超えていないかなどをチェックしたうえで、承認か拒否の応答を返します。

## 取引の種別と制度の関係

次の各方式によってイシューアラーの登録などに適用される制度が異なります。

●クレジット：支払方法が2カ月超払いの場合「包括信用購入あっせん業者」として規制対象となります。

●デビット：イシューアラーである銀行は銀行法の規制を受けますが、デビット取引を直接規制する法律はありません。

●プリペイド：残高の扱いによって前払型と資金移動型に分かれます。前払型は残高が前払式支払手段として発行されるもので、残高の現金での払戻しが原則禁止されます。この方式の場合、イシューアラーは前払式支払手段(第三者型)として金融庁の登録が義務づけられます。これに対し資金移動型の場合、残高は現金同様に扱われ、ATMでの払戻しや銀行口座に振込むことなどが認められます。ただし、実際にどのような払戻方法が提供されるかはイシューアラーによって異なるので、利用するプリペイドのイシューアラーを確認する必要があります。この方式のイシューアラーは、資金移動業者として金融庁の登録が義務づけられます。